

京都市訓令甲第 17 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市要休養職員取扱規程及び京都市職員服務規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月30日

京都市長 門 川 大 作

(京都市要休養職員取扱規程の一部改正)

第1条 京都市要休養職員取扱規程の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(京都市職員服務規程の一部改正)

第2条 京都市職員服務規程の一部を次のように改正する。

第4条第4項第4号中「地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「京都市職員の定年等に関する条例第12条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(京都市要休養職員取扱規程の一部改正に伴う経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年12月23日京都市条例第25号）附則第9条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の京都市要休養職員取扱規程第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項の規定を適用する。

(京都市職員服務規程の一部改正に伴う経過措置)

3 令和14年3月31日までの間、この訓令による改正後の京都市職員服務規程第4条第4項第4号の規定の適用については、同号中「京都市職員の定年等に関する条例第12条」とあるのは、「京都市職員の定年等に関する条例第12条又は地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年12月23日京都市条例第25号）附則第8条第1項若しくは第2項若しくは第9条第1項若しくは第2項」とする。

(行財政局人事部人事課)